

# 劇場等の定員を記載した表示板交付に関する 事務処理要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、豊中市火災予防条例（昭和37年豊中市条例第16号。以下「条例」という。）第39条第4号に規定する劇場等の定員を記載した表示板（以下「定員表」という。）の交付に関する事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定員表を交付する劇場等の範囲)

第2条 この要綱により、定員表を交付する劇場等の範囲については、次のとおりとする。

- 1 劇場等のうち、固定式のいす席を設けるもの
- 2 劇場等のうち、固定式のいす席以外のもので、消防長が特に定員表の交付が必要と認めたもの

## (定員表の交付)

第3条 定員表の交付は、劇場等の権原者に対して消防長が行うものとする。

## (定員の算定)

第4条 定員表に記載すべき定員数は、条例第39条に規定するところにより算定するものとする。

## (定員表交付簿)

第5条 予防課長は、定員表の交付につき定員表交付簿（様式第1号）を備え、常に事務処理状況を整理しておかなければならない。

## (報告)

第6条 劇場等の新設、用途若しくは定員数の変更により定員表を交付する必要があるときは、消防署長はその都度報告書（様式第2号）により消防長に報告しなければならない。

附 則

(平成18年10月20日豊消予第42号消防長通知)

この要綱は、通知の日から施行する。

様式第1号

交付番号	第 号	決 裁 欄
交付年月日	年 月 日	
名 称		
所 在 地		
電話番号		
代 表 者		
定 員	いす席	
	立見席	
	その他	
	合 計	
算定方法		
備 考		

